

法律の 現場から

126

「司法修習生」とお金①

貸与と給費

◆ 弁護士 新山 直行 ◆

なかなか一般の方にはなじみのない世界ですが、裁判官や弁護士は司法試験だけ受ければよいわけではありません。司法修習という実務につく研修を1年間行わなければならない。

司法修習生は、概ね平日の午前9時から午後5時まで毎日、裁判所などに登庁して実務につきます。日中は拘束されるうえ、原則として兼業禁止です。また、必ずしも希望した地で修習を行えるわけではなく、全国に配属されるため、縁もゆかりもない土地に飛ばされてしまう人もかなりの人数います。傍からみれば、公務員とおかれている状況は同じであるため、前は公務員と同様に給与が出ていました。

しかし、財政難を理由

に給与が廃止されました。国は1年間無給で研修に従事しないといけないと生活に困るだろうということでお金を貸し付けることにしました。

給料が支払われる「給費制」と対比し、国から借金をする「貸与制」と呼ばれています。貸与制の弊害はたくさんあります。現在の制度のもとでは、司法試験に受かったとしても経済的余力がある人や借金を受け入れられる人しか司法修習生にならないばかりか、そもそもその選択肢として司法試験を受けて法曹になろうという人が減ってきており優秀な人材も法曹を目指さなくなってきてしまいました。国も現在の貸与制の問題も意識しはじめ、少しずつ変革が進んでいます。(次回に続く)